

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則 ○ 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 高校教育課 1頁

### 規 則

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年六月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

#### 三重県教育委員会規則第十四号

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成十九年三重県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改める。

第二条中「学校運営に関する」を「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、」に改め、「保護者及び地域住民等が学校運営に参画することにより」を「保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより」に改める。

第三条を次のように改める。

（設置）

第三条 協議会は、教育委員会が、あらかじめ校長の意見を聞いて設置する。

第四条の見出しを「学校運営に関する基本方針の承認」に改め、同条第一項中「前条の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「協議会が設置された学校（以下「対象学校」という。）」に改め、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第五条第一項中「当該指定学校」を「当該対象学校」に改め、同条第二項中「当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して、意見を述べることができる」を「第二条の趣旨を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる」に改め、同条第三項中「当該指定学校」を「当該対象学校」に改める。

第六条第一項第三号及び第四号中「当該指定学校」を「当該対象学校」に改め、同項第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加え、同条第三項中「当該指定学校」を「当該対象学校」に改める。

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者

第七条第三項を削る。

第八条第二項第三号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第一項第一号及び第十三条第二項中「当該指定学校」を「当該対象学校」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「当該指定学校」を「当該対象学校」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附 則

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条第一項による指定を受けた学校は、この規則による改正後の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条の規定により協議会が設置された学校とみなす。

発 行  
津 市 広 明 町 13 番 地  
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷  
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社